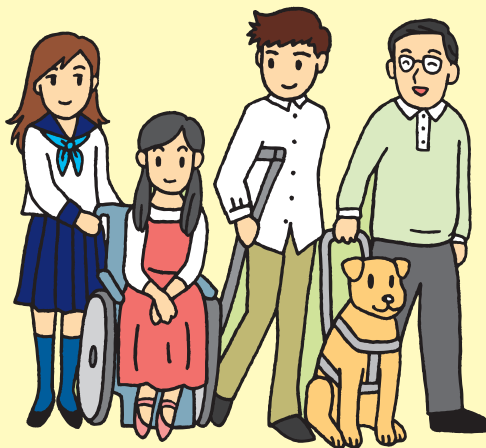


# 原村障がい者福祉計画

## 障がい者計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 〈概要版〉



### ご存知ですか

- 障がいは誰にも生じ得るものです。同じ障がいでなくても、症状や程度は多種多様で、身体障がいの内部障がい、精神障がいや知的障がいのように外見では分からない障がいもあります。
- 障がいについて知らないため、意図的にはないが結果的に障がいのある方に不自由・不快な思いをさせていることもあります。
- 障がいのある方やご家族の努力だけでは解決できないことが多い一方で、周囲の理解や配慮があれば実現可能なことも多く存在し、地域での自立した生活や就労も決して例外ではありません。
- 共に生きる社会を作るため、村全体で障がいについて理解を深めると共に、日常生活や事業活動の中で出来る配慮や工夫について、住民一人ひとりが考え実践に移していくことが重要です。

#### 【計画策定の経過】

平成 17 年 10 月、「障害者自立支援法」制定。県および村は「障害福祉計画」を策定。

平成 18 年度から、サービスの提供体制の充実に向けて取り組みを推進。

知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消に向け取り組みを推進するため策定したものです。

#### 【計画の位置づけと期間】

◆本計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）および難病患者、その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

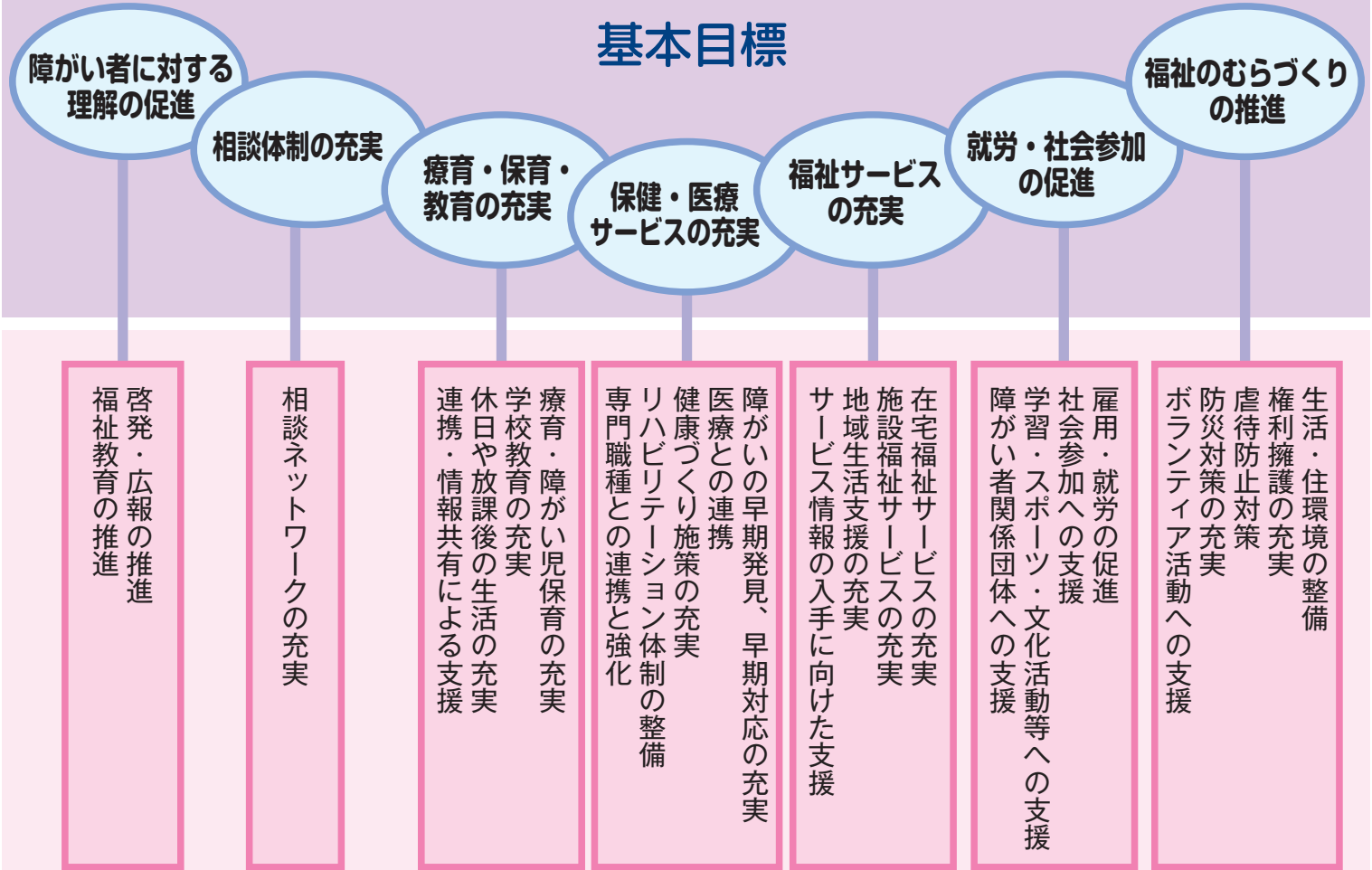
◆本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 箇年とします。

# 原村障がい者福祉計画の体系的內容

## 基本理念

障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村

## 基本目標

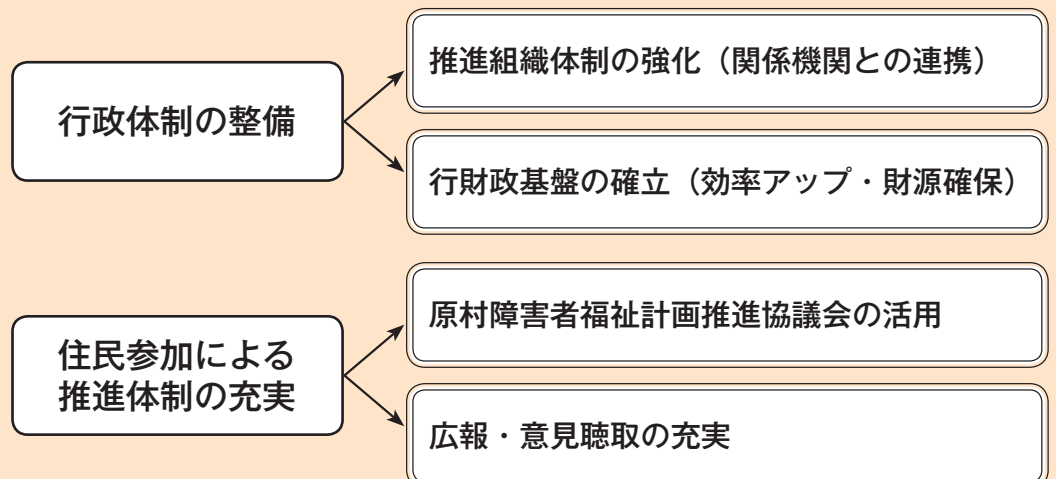


## 施策の展開

## 計画の推進体制

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、保健福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図り、総合的な推進体制を確立します。

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけでなく、関係団体やボランティア団体などの支援や協力が重要となります。そのため、障がい者を対象としたボランティア団体の育成に努めます。



# サービス提供内容

## 障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画

### ○障がい福祉サービス及び相談支援

訪問系サービス	日中活動系サービス	相談支援
居宅介護	生活介護	計画相談支援
重度訪問介護	自立訓練（機能訓練）	地域移行支援
同行援護	自立訓練（生活訓練）	地域定着支援
行動援護	就労移行支援	
重度障害者等包括支援	就労継続支援（A型）	
	就労継続支援（B型）	
	就労定着支援	
	療養介護	
	短期入所	
施設系サービス		障がい児支援
自立生活援助		児童発達支援
共同生活援助		放課後等デイサービス
施設入所支援		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
		医療型児童発達支援
		障害児入所支援（福祉型・医療型）
		障害児相談支援
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

### ○地域生活支援事業

事業名	
理解促進研修・啓発事業	
自発的活動支援事業	
相談支援事業	障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会の設置
成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業
日常生活用具給付等事業	
手話奉仕員養成研修事業	
移動支援事業	
地域活動支援センター事業	
日中一時支援	
生活サポート事業	

### ○その他原村独自事業

事業名
原村医療費特別給付金事業（障がい者）
障害者余暇活動事業
重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業
身体障害者用自動車改造助成事業
原村循環線及び通学通勤支援便運賃割引
原村障害児等通所通園事業補助
配食サービス
生きがいデイサービス
重度心身障害者福祉年金支給事業
原村福祉用具等貸与事業
補装具給付金

# 原村障がい者福祉計画の構成

(平成30年3月策定)

計画名	<b>1、障がい者計画</b> <b>2、第5期障がい福祉計画</b> <b>3、第1期障がい児福祉計画</b>
3つの計画 全体説明	<b>第1章 計画の趣旨と位置付け等</b>
	第1節 計画の趣旨
	第2節 法令等の根拠
	第3節 計画の期間
	第4節 計画策定の体制
	<b>第2章 障がい者をとりまく状況</b>
	第1節 障がい者の動向
	1) 統計からみる障がい者の状況
	2) アンケートからみる障がい者の状況
	3) 第4期原村障がい者福祉計画の達成状況
4) 現状からみた課題のまとめ	
障がい者計画	<b>第3章 障がい者計画の基本的な考え方</b>
	1) 基本理念
	2) 基本目標
	3) 計画の体系
	<b>第4章 障がい者計画の基本目標とその取り組み</b>
	基本目標1 障がい者に対する理解の促進
	基本目標2 相談体制の充実
	基本目標3 療育・保育・教育の充実
	基本目標4 保健・医療サービスの充実
	基本目標5 福祉サービスの充実
基本目標6 就労・社会参加の促進	
基本目標7 福祉のむらづくりの推進	
障がい児福祉計画・ 障がい福祉計画	<b>第5章 第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の障がい福祉サービス等の実施目標とその取り組み</b>
	第1節 成果目標の設定と体系
	第2節 活動指標の見込みと確保方策
	1) 障がい福祉サービス
	2) 地域生活支援事業
3) 村単障がい福祉サービス事業	
4) その他の支援	
計画の 推進体制	<b>第6章 計画推進の体制</b>
資料編	1 策定の経過
	2 原村障害者福祉計画推進協議会設置条例
	3 原村障害者福祉計画推進協議会委員名簿
	4 アンケート結果

原村障がい者福祉計画については、原村地域福祉センター、原村図書館、村のホームページ等で見ることができます。

原村障がい者福祉計画  
障がい者福祉計画  
第5期障がい福祉計画  
第1期障がい児福祉計画  
(概要版)

平成30年3月発行  
発行：原村  
〒391-0104  
長野県諏訪郡原村6649-3 原村地域福祉センター  
電話 0266-79-7092